

令和6年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第8号説明資料

令和6年2月13日

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

---

資料

---

改正概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

改正内容・・ 1～2

施行日・・ 2

新旧対照表・・ 3

福祉課

## 大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

### 1 改正概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）の一部が改正され、接近禁止命令等の申し立てをすることができる被害者の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置が講じられます。これに伴い、同法において「接近禁止命令」及び「退去等命令」の用語が定められるとともに、これらの命令を規定する条文が変更となったことから、大磯町営住宅管理条例（平成 10 年大磯町条例第 8 号）の改正を行います。

### 2 改正内容

これまで、保護命令として接近禁止命令と退去等命令が改正前の DV 防止法第 10 条第 1 項に規定されていましたが、改正後の同法では第 10 条第 1 項と第 10 条の 2 に分けて規定されることとなりました。これに伴い、保護命令に関して「第 10 条第 1 項」を条文中で規定を引用している箇所を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」に改正を行います。

#### <DV防止法の一部改正>

保護命令内容	改正前	改正後
(接近禁止命令) 被害者の身辺へのつきまとい、 住居・勤務先等の付近のはいか いを禁止する命令	<u>第 10 条第 1 項</u> (第 1 号)	<u>第 10 条第 1 項</u>
(退去等命令) 被害者と共に住む住居からの 退去を命じ、当該住居の付近の はいかいを禁止する命令	<u>第 10 条第 1 項</u> (第 2 号)	<u>第 10 条の 2</u>

#### <大磯町営住宅管理条例>

(入居者の資格) (1) 本町に住所を有して 1 年以上引き続き居住期間を有する者又は本町内において事業を営む事業所等に引き続き 1 年以上勤務している者であること。 (2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</u> (3) その者の収入の上限 (1 ヶ月あたり 15 万 8,000 円～21 万 4,000 円) (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
---

(入居者資格の例外規定)

**現行**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、その命令が効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの」については、現に同居し、又は同居しようとする親族がいない場合であっても町営住宅に入居することができる。

**改正案**

「第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」に置き換える。

### 3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

大磯町営住宅管理条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する条件を具備する次に掲げる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族がいない場合にあつても規則で定める規模の町営住宅に入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>4・5 省略</p> <p>第7条～第52条 省略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1～別表第3 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する条件を具備する次に掲げる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族がいない場合にあつても規則で定める規模の町営住宅に入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>4・5 省略</p> <p>第7条～第52条 省略</p> <p>別表第1～別表第3 省略</p>